

正解はどっち？



Q1

議事の表決は、どんな方法で行うの？

- ①議員の挙手で表決する。
- ②議員の起立で表決する。

Q2

大木町議会には、政務活動費がある？

- ①ある。ただし、収入・支出の報告書を議長に提出しなければならない。
- ②ない。

答えは解説を参照してね。

解説(抜粋)

Q1

地方自治法第120条で、普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならないと規定されており、大木町でも大木町会議規則を定めています。会議規則第78条第1項で、「議長は表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。」となっています。

正解②

Q2

地方自治法第100条第14号で、政務活動費の交付について規定され、当該政務活動費の交付対象、額及び交付方法並びに当該政務活動費を充てることができる範囲の定めについて、条例で定めなければならないとなっていますが、大木町では当該条例を制定していないため、政務活動費はありません。

正解②